

第8回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容 \* 表記, 表現は原則として, 傍聴者の記入されたとおりとしています  
 \* 公開可の記入がなかったものは, 公開しません  
 \* ( )は事務局の補足です

NO.	カテゴリー	Q	A
1	座長提案について	懇談会を平成8年3月に終了することは反対しないが, 今までは何だったのか? 最初から, 基本条例策定のためにやるべきプロセスは伴っていたはずである。多くの人が参加, 傍聴してきて, 3回くらいまでに今日のような議論ができたと思う。今後の進展を見守りたい。	今後の進め方の参考とさせていただき, 委員にも開示します。
2	座長提案について	今日の座長の提案はこの懇談会がどうあるべきか, 何を目指しているのか, 今後の日程も含めてより具体的で内容のあるものだと思う。感心しました。座長のこの意義ある提案を政策室がどう受け止められるのか, 今までの行政の姿勢をみていて不安を感じます。	今後の進め方の参考とさせていただき, 委員にも開示します。
3	座長提案について	やっと何をどう進めようとするのか姿が見えてきた。次の座長の「講義」及び(河野)委員の「補講」の実施でさらにはっきりすることを期待したい。	今後の進め方の参考とさせていただき, 委員にも開示します。
4	座長提案について	前回の市民懇談会で座長が中間報告としてのまとめを出すと言われた。これまでの議論経過からみて, 一体どんな中間報告を出すのだろうかと思った。座長の責任感と意欲の高さを顕しているもの。今回の座長の出されたペーパーを見て, さすがに著名な学者さんであると感服した。浅学な私が言うにははばった言葉だが素晴らしいよくできた内容。 本日の議論では条文まで作るか, 要綱までに留めるか, 任期との関係もあって論じられたが, 理想は条文案まで作ることである。他の委員から, 改めてより多い市民を募って条文案を作ればよいという意見があったが, これでは懇談会で論議された趣旨は生かされず, 白紙からのスタートとなってしまう。事務局案も市民案(例: 市民フォーラム主催の「調布市自治基本条例をつくる会」の案)も受けて, 市民懇談会としてベストと思われる条例案を作ってはどうか 月2回やればできる。	今後の進め方の参考とさせていただき, 委員にも開示します。

		<p>要綱までに留める場合は、調布市として是非盛り込むべき事項をとりまとめ提言すべきであると思う 不可欠。</p> <p>座長が出された「想定される骨格」について過不足の有無。具体的に意味する内容等市民懇談会では論議すれば、要綱も、さらには条文もできるのではないか。</p>	
5	座長提案について	<p>基本条例の中に、NPOの存在を考えるべきである。NPO法は市民の参画の場を保護し、増進することが目的であるから、NPOが第3章から第4章の中でどのような位置に置かれるかを考えることは大切である。</p>	御意見として委員に開示します。
6	座長提案について	<p>当会の後に、この条例作りを新しい市民の会に引きつぐとした場合、どのような形のもを当会で作って、次の新しい市民の会に引き継ぐのか不明である。PLANの立て方は、どのような価値のものを作るかを最初に立て、次にそれを完成させるためにはどのような方法で、どの時期までに完成させるかを考えることになる。当会が最終的にどのようなものを作って解散したいのか、最初に決めるべきである。</p>	今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。
7	座長提案について	<p>当会で決定したことは、当会を引き継ぐ新しい市民の会で、どのような内容においても否定してはならないものではないと考える。当会が必要なことは、決定したことを明確にすることと共に、決定した理由をも、その研究経過と共に明確にすることが大切である。</p>	今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。
8	座長提案について	<p>法律用語の「救済」は、戦前の国の強権に対する反省として、国民の権利を守るために戦後特に置かれた考え方である。(ただし、戦前にも使われていることがある。)</p>	御意見として委員に開示します。
9	座長提案について	<p>責務というのは、義務まで強制力がないが、責任を持って行わないと、負債等の不利益が生じた時に、初めて賠償の責任が出るものである。</p>	御意見として委員に開示します。
10	座長提案について	<p>現在、企業の立場から見ても市民をステークホルダー(利害関係者)として、企業の責務が、倫理を考える上で、大切になっている。 企業と市民の関係は大切である。</p>	御意見として委員に開示します。

11	座長提案について	調布をどうしたいかをどの様にしていくかを定めるのが、基本条例なのではないか？調布をどうしたいかを具体的に定めるものは個別条例であるとする。	御意見として委員に開示します。
12	高校生ヒアリングについて / 市政について	高校生のヒアリングの具体例の提起の3の事例。いかにも市民の声を聞いて市政が運営されているような印象を受けるが、果たして本当に市民の声が行政に届き、行政は市民の声に耳を傾けているのでしょうか。	市政全般へのご意見として承りました。
13	高校生ヒアリングについて	終わりが16時30分の予定なので、話の進み具合によっては1時間程度延長する可能性を考えておいた方がよいと考える。	高校の御都合を優先いたしますが、御意見として参考にさせていただきます。
14	高校生ヒアリングについて	導入テーマは、資料は事前配布なのであれば、1～2分程度触りを述べれば良いと考える。	ヒアリング実施に当たって、参考にさせていただきます。
15	高校生ヒアリングについて	自分たちだったらどうするかについては、高校生各自が考えて、それを本論「検討テーマ」のときに生かして議論してもらおうほうが大切である。	参考にさせていただきます。
16	高校生ヒアリングについて	街づくりやまちの決まりを作るときは、街の現状を基に作るのは当然と考える。導入のテーマは、「君たちは調布の町がどうなっていると考えるのか」という現状を考えるテーマのほうが良いと考える。	参考にさせていただきます。
17	高校生ヒアリングについて	市民がごみの有料化、戸別収集の制度を作ったという資料の中心は、市報2003年10月5日の縦書きの部分で説明できると考える。	事務局の参考にさせていただきます。
18	条例策定プロセスについて	市民が基本条例に無関心な理由のひとつとしては、基本条例の内容が、市民個人にどのような影響を与えるのかが不明瞭だからである。基本条例が、個別の具体的な条例にどのような影響を与え、個別の条例が市民個人に与える影響の質と量の両面について研究し、市民に広報することが必要である。	今後の進め方の参考とさせていただきます、委員にも開示します。
19	条例策定プロセスについて	大和市のようなやり方をするのであれば、高校生が市民の一人として最後まで研究に参加している。これは調布でも見習うべきである。これは、当会が終了するまでだけでなく、当会を引き継ぐ新しい会でも同じになるべきである。当会も、当会を引き継ぐ新しい市民の会も、できるだけ市民個人の各意見がどの様に生かされる	今後の進め方の参考とさせていただきます、委員にも開示します。

		かを明確にする必要がある。これは、高校生の意見も含む。	
20	事務局への御意見	それにしても従来の「各審議会等」が、事務方の聞きおく態度と、その行政処理に違和感を抱いていた。これを機会に、事務方もしっかり共同で議論を積み重ね、実りある「基本条例」を策定したい。そのための努力を期待したい。「聞きおく」なら、事務方の同席は無意味、無用のもの。如何？	事務局への御意見として承りました。今後、議論が具体的になる中で、事務局に求められる役割を果たして参ります。
21	その他	価値のあるものをつくる時の一般方法は、PLAN DO CHECK ACTIONであり、ACTIONはPLANの見直し、DOのPLANに合致させるための補正の2つである。しっかりとPLANを立てることが良い価値を生む前提条件であるというのが一般理論である。	今後の進め方の参考とさせていただき、委員にも開示します。